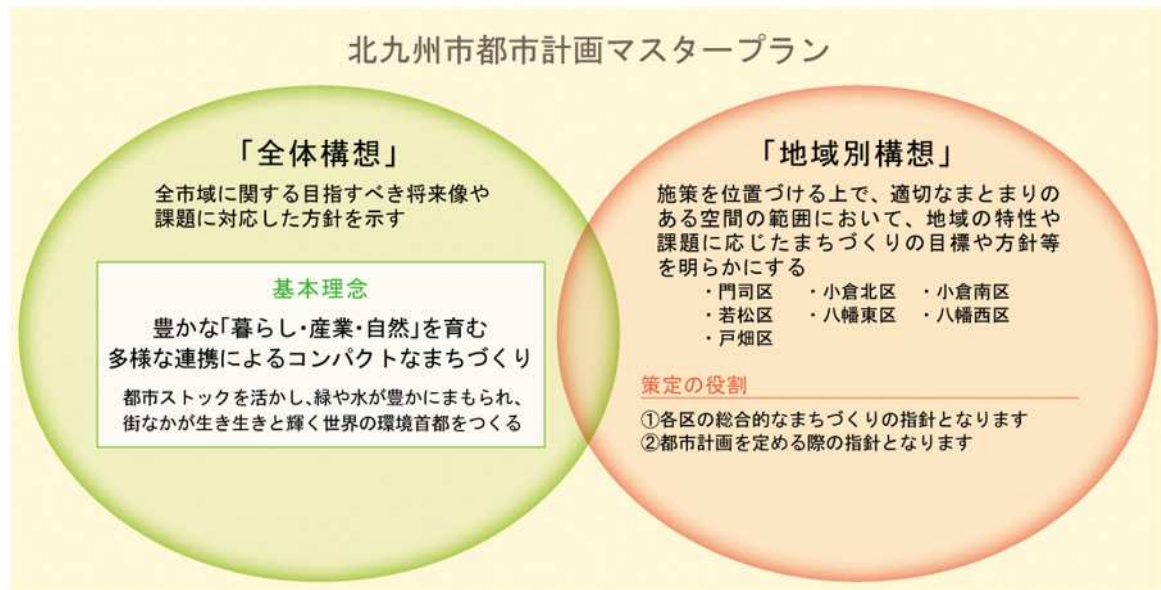


第5部 地域別構想

第1章 地域別構想の考え方

1 地域別構想について

都市計画マスタープランは、全市域に関する目指すべき将来像や課題に対応した方針等を示す「全体構想」と、施策を位置づける上で適切なまとまりのある空間の範囲において、地域の特性や課題に応じたまちづくりの目標や方針等を明らかにする「地域別構想」から構成されます。



本市においては、

- 5市合併後、旧市を引き継ぐ形で行政区が編成され、その後、行政区の再編(分区)が行われているものの、基本的に合併した旧市が基盤となっていること。
- 各区が地域特性を活かした多様な区行政を展開し、良い意味での個性的なコミュニティ形成や地域間競争につなげていること。

などの理由により、各行政区(7区)ごとに地域別構想を策定します。

2 地域別構想の基本的事項

1-1 目的

地域別構想は、区が抱える問題や課題に対して、都市計画の視点からまちづくりの将来ビジョンや協働による取り組みの方向を明らかにすることを目的に策定します。

1-2 目標年次

全体構想と同様に、概ね20年先を展望して策定します。ただし、社会経済情勢や市民意識の変化、まちづくりの進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

1-3 策定の役割

地域別構想は、各区のまちづくりを円滑に進めるため、次の2つの役割を担います。

①各区の総合的なまちづくりの指針となります。

まちづくりは、さまざまな主体(市民・事業者・行政など)による、多種多様な取り組みによって進められています。このため、都市計画において、区の将来像を明らかにすることで、それぞれの取り組みの連携が図られ、総合的な区のまちづくりの指針となります。

②都市計画を定める際の指針となります。

土地利用、道路、公園などの都市施設や市街地の整備などについて、具体的な計画やルールなど都市計画を定める際の指針となります。